

名桜大学科学研究費補助金及び科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)に係る間接経費取扱内規

(平成20年5月28日制定)

(目的)

第1条 この内規は、名桜大学(以下「大学」という。)における科学研究費補助金及び科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(以下「科研費等」という。)に係る間接経費の取扱いに関する、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規における間接経費とは、科研費等による研究の実施に伴う大学の管理等に必要な経費として大学が使用する経費をいう。

(間接経費の譲渡)

第3条 科研費等における研究代表者または研究分担者となった教職員は、科研費等交付決定通知書に記載された間接経費を大学に譲渡しなければならない。

(間接経費の使途)

第4条 譲渡された間接経費の使途については、別表の間接経費の主な使途の例示によるものとする。

(間接経費の配分)

第5条 研究代表者と研究分担者との間での間接経費の配分及び配分割合については、次の通りとする。

- (1) 本学における研究代表者と研究分担者との間での間接経費の配分及び配分割合について  
は、原則として研究分担者に配分する直接経費の30%に相当する額を間接経費として研究分担者に配分することとする。
- (2) 本学と本学以外の研究代表者または研究分担者の所属する研究機関との間接経費の配分及び配分割合については、原則として研究分担者に配分する直接経費の30%に相当する額を研究分担者の所属する機関に間接経費として配分することとする。但し、配分機関に特段の定めがある場合は、取り決めによって決定する。

(間接経費の報告)

第6条 学長は、間接経費に係る使用実績を各年度終了後、速やかに文部科学省に報告しなければならない。

(補則)

第7条 本取扱内規にかかわらず、科研費等に係る規程等に定めがある場合は、その定めによるものとする。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、名桜大学環太平洋地域文化研究所運営委員会及び教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成23年12月26日から適用する。

附 則

この内規は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年8月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

#### 別表(第4条関係)

##### 間接経費の主な使途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

##### 1 管理部門に係る経費

- (1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

- (2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

##### 2 研究部門に係る経費

- (1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- (2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

##### (3) 特許関連経費

- (4) 研究棟の整備、維持及び運営経費

- (5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- (6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- (7) 設備の整備、維持及び運営経費

- (8) ネットワークの整備、維持及び運営経費

- (9) 大型計算機(スペコンを含む)の整備、維持及び運営経費

- (10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- (11) 図書館の整備、維持及び運営経費

など

##### 3 その他の関する事業部門に係る経費

- (1) 研究成果展開事業に係る経費

- (2) 広報事業に係る経費

など

※直接経費として充当すべきものは対象外とする。